

多賀城市庁舎における広告付庁舎等案内板設置事業に係る公募型プロポーザル
質問回答書

多賀城市

質問番号	質問内容	回答事項
1	多賀城市庁舎における広告付庁舎等案内板設置事業仕様書には、「行政財産使用料において広告付庁舎案内板等の設置については、行政財産使用許可を得ることとし、毎年度市が指定する方法により納入すること。ただし、使用料の減免を受けた場合についてはこの限りではない。」との記載があるが、使用料の減免はどのような場合に適用されるのか。	本市の行政財産使用料の減免については、多賀城市財産条例、多賀城市公有財産規則及び行政財産の使用許可事務処理要領に基づき、別紙に掲げる事項について実施しています。 なお、今回の案内板設置業務については、本市の便宜に資する事業であると認められる場合に、減免を行うこととしています。

別紙

- ・国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公用に使用するとき 10割
- ・公共的団体又は公益団体がその事業のために使用するとき 10割
- ・本市職員の福祉に関する事業又は施設のために使用するとき 10割
- ・地震、火災、水害等の災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき 10割
- ・本市の便宜となる事業又は施設として使用するとき 10割
- ・道路に出入りする通路橋を設けるために使用するとき 10割
- ・その他市長が特に必要と認めるとき 市長が認める割合